

訪問介護 重要事項説明書

1. ヘルパーステーション スマイル173の概要

事業所名	稲美町社会福祉協議会 訪問介護事業所 スマイル173
代表者	社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会 会長 中谷 範之
所在地	兵庫県加古郡稲美町加古5141番地
電話番号	079-492-0285
FAX番号	079-492-7102
事業所番号	兵庫県第2872800129号
開設年月日	平成12年4月1日
併設サービス	居宅介護支援事業所（兵庫県第2872800038号） 訪問看護事業所（介護予防訪問看護） （兵庫県第2862890015号） 療養通所介護事業所（兵庫県第2872800400号） 小規模多機能型居宅介護事業所 （第2892800018号） 指定特定計画相談支援事業所 （第2832810028号） 指定障害児相談支援事業所（第2872800046号）
サービスを提供できる地域	稲美町、播磨町、加古川市八幡町、神野町、野口町及び平岡町、三木市別所町、明石市魚住町並びに神戸市西区岩岡町及び神出町

2. 職員の体制

(人)

		常勤	非常勤	計
管理者		1		1
サービス提供責任者		1		1
従事者	介護福祉士	1	8	9
	1級		2	2
	2級			

3. 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（但し国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く）
受付時間	月曜から金曜（午前8時30分から午後5時15分） ※但し緊急時はこの限りではありません
サービス提供 時間帯	月曜から日曜 午前8時から午後8時

4. サービスの内容

(1) 身体介護

- ① 健康チェック（バイタル等）
- ② 清潔の保持（清拭，洗髪，部分洗浄，入浴，シャワー浴などの介助）
- ③ 衣類の着脱の介助
- ④ 口腔ケア
- ⑤ 体位交換
- ⑥ 手・足浴
- ⑦ 起床
- ⑧ 就寝準備
- ⑨ オムツ交換
- ⑩ 通院介助
- ⑪ 散歩

以上の内容以外の事をご相談下さい。

(2) 生活援助

- ①調理・・・・・・ご契約者の食事の用意を行います。
(ご家族分の調理は行いません)
- ②洗濯・・・・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
(ご家族分の洗濯は行いません)
- ③掃除（整理整頓）・・ご契約者の居室の掃除を行います。
(ご契約者以外の居室，庭等の敷地の掃除は行いません)
- ④買い物・ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をします。

※酒類、たばこ等の嗜好品は購入出来ません。

※薬類は市販薬であっても購入出来ません。

⑤ その他日常生活に必要な家事の援助を行います。

※預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。

☆介護予防訪問介護サービスは自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆そのため例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情・その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとしします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護（介護予防訪問介護）

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって、契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所の連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４） 利用者はサービスの利用に当たって必要に応じて、医師の診断やサービス利用時の注意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意してください。

（５） 訪問介護員の訪問中は、喫煙・飲酒はお止めください。

（６）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為又は医療補助行為② ご契約者若しくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③ ご契約者の家族等に対するサービスの提供④ 飲酒及び喫煙⑤ ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動⑥ 営利活動⑦ ご契約者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除、ペットの世話、水やり、模様替え等)⑧ 虐待及び身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く) |
|---|

6. 利用料金

(1) 利用料

① 訪問介護の場合

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金の1割、あるいは2割です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

- ・やむを得ない事情で2名対応する場合は、利用者及び家族の同意を得て2人分の料金をいただきます。
- ・初回加算として200単位いただきます。2ヶ月間利用がなかった場合も加算の対象となります。
- ・緊急時訪問加算として100単位いただきます。
- ・特定事業所加算Ⅰ（20%）、処遇改善加算Ⅰ（24.5%）、並びに地域加算（7級地 10.21%）を算定させていただいています。
- ・それぞれのサービスについて平常の時間帯（午前8時から午後6時まで）での料金は次の通りです。

訪問介護料金表

	サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増す毎に)
身体 介護	単位	163単位	244単位	387単位	567単位 30分増すごと に+82単位
	介護報酬額	1960円	2930円	4640円	6800円
	3.サービス利用に係る 自己負担額（1-2）（1割 の場合）	196円	293円	464円	680円
	サービスに 要する時間	45分未満	45分以上		
生 活 援 助	単位	179単位	220単位		
	介護報酬額	2150円	2640円		
	6.サービス利用に係る 自己負担額（4-5）（1割 の場	215円	264円		

※平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

＊介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(2) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。それ以降のキャンセルについては次のキャンセル料金を申し受けることになりますのでご了承下さい。

連絡先：電話 079-492-0285
（緊急の訪問依頼はこちらへ）

	キャンセル料金
サービス利用 の前々日	無料
サービス利用 の前日	利用者負担の 50%
サービス利用 の当日	利用者負担の 100%

(3) 交通費

事業実施地域の地区にお住まいの方は利用料金に交通費が含まれます。通常の事業実施地域以外で当事業所のサービスを利用される場合は、訪問介護員が訪問するための交通費（本会の旅費規程による）をいただきます。（サービス利用料とともに 1 ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

(4) その他

利用者負担金は、月末で締めて翌月の 20 日にご指定金融機関から引き落とし致します。（場合によっては集金扱いとしま

す。) その際に発行する領収書は再発行できませんので各自大切に保管してください。

7. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 池田 桂子
-------------	-----------

- (2) 利用者及び、事業所等からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 稲美町役場、稲美町地域包括センター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力に努めます。

8. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに、法人内に責任者を選定しています。

ハラスメントに関する法人責任者	事務局長 坂口 智彦
-----------------	------------

- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には 解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

※暴力または乱暴な言動 ・怒鳴る ・大声を発する

- ・たたく 殴る ・蹴る ・物を投げつける ・刃物を向ける など
- ※ハラスメント行為
 - ・性的な話をする ・不必要に体を触る ・性的な画像や動画をみせる など
- ※その他
 - ・業務外のサービスや理不尽なサービスを強要する ・威圧的な態度で文句を言う ・職員や他者の個人情報を求める ・ストーカー行為 など

9. 事業の目的及び運営方針

利用者等が住みなれた家庭で安心して在宅生活ができるよう支援することを目的とする。目的を達成するために、利用者当の有する能力に応じて、入浴・排泄・食事の介助・その他生活全般にわたる援助を行います。

10. 緊急時の対応

容態の変化などがあった場合、事前の打ち合わせにより、主治医・家族・救急隊・親族・居宅介護支援事業所（包括支援センター）などに連絡します。

11. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については、契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

12. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

- (1) 当事業所の訪問介護（介護予防訪問介護）サービスに関する相談・苦情についてのご相談・苦情をお受けします。

担当者 サービス提供責任者 池 田 桂 子
連絡先 “事業所概要” に記載の電話・ファックス・E
メール等でお受けします

- (2) 当事業所以外に、市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

・市町村名 稲美町・その他（ ）
担 当 介護保険係 電話 079-492-1212
(内線182)

・国民健康保険団体連合会 電話 078-332-5617

13. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 兵庫県社会福祉協議会
保 険 名 ひょうご福祉サービス総合補償制度
(社協基本賠償補償制度)
補償の概要 賠償責任保険、業務従事者損害保険

※当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償します。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況をくみとり、相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

契約する場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

訪問介護（介護予防訪問介護）の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 兵庫県加古郡稲美町加古 5141 番地

名 称 稲美町社会福祉協議会
訪問介護事業所 スマイルいづみ

説明者

所 属 訪問介護事業所 スマイルいづみ

氏 名 池田 桂子 印

私は、本書面により、事業者から訪問介護（介護予防訪問介護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印